

2020年3月27日

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省から電気料金の支払期日の延長を要請されております。

このような状況を踏まえ、下記の通り、特別措置を講ずることをお知らせいたします。

### <特別措置の申込方法>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付（3月25日受付開始）※」を受けているお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

### <特別措置の内容>

○支払期日の1ヵ月延長

2020年3・4・5月分の電気料金について、支払期日を原則として1ヵ月間延長いたします。

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくはこちら(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)

小売電気事業者 株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ(A0461) 代表取締役 柏木 秀 〒136-0071 東京都江東区亀戸1丁目36番8号 新亀戸ビルヂング 5階
【電気需給契約に関するお手続き・お問い合わせ】 TEL 0120-228-267 (全日 9:00~17:00)